

健生食輸発0414第1号  
令和8年4月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産にんじんのジメトモルフ及びレモンのマイクロブタニル並びにブラジル産いんげん豆の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年4月9日付け健生食輸発0409第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、中国産にんじん及びレモン並びにブラジル産いんげん豆についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

##### 1. 別表第2から削除

- ・中国産にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジメトモルフ
- ・中国産レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)のマイクロブタニル
- ・ブラジル産いんげん豆の総アフラトキシン

##### 2. 別表第3から削除

- ・中国産レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)のマイクロブタニル(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ZHUCHENG FUWEI FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)